

2010年（平成22年）8月25日

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市監査委員 青 柳 義 朗

藤沢市監査委員 鵜 川 正 樹

藤沢市監査委員 佐 賀 和 樹

藤沢市監査委員 松 下 賢一郎

平成21年度健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成21年度決算に基づく健全化判断比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

平成21年度健全化判断比率審査意見書

I 審査の対象

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率

II 審査の期間

2010年（平成22年）7月23日から8月20日まで

III 審査の要領

- 1 市長から提出された平成21年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- 2 法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているかを確かめた。
- 4 審査の方法については、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用した。

IV 審査の結果

1 総合意見

審査に付された平成21年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

| 健全化判断比率 | 平成21年度 | 平成20年度 | 平成19年度 | 早期健全化基準 |
|----------|--------|--------|--------|---------|
| 実質赤字比率 | － | － | － | 11.25 |
| 連結実質赤字比率 | － | － | － | 16.25 |
| 実質公債費比率 | 6.9 | 8.4 | 9.6 | 25.0 |
| 将来負担比率 | 38.1 | 45.7 | 46.4 | 350.0 |

（注）実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「－」で表示している。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

平成21年度の実質赤字比率はマイナス6.96%となっており、平成20年度のマイナス7.59%と比較すると0.63ポイント悪化している。しかし、早期健全化基準の11.25%と比較すると18.21ポイント

ト下回っており、なお良好な状態にあると認められる。

(2) 連結実質赤字比率について

平成21年度の連結実質赤字比率はマイナス17.84%となっており、平成20年度のマイナス15.19%と比較すると2.65ポイント改善している。

したがって、早期健全化基準の16.25%と比較すると34.09ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

(3) 実質公債費比率について

平成21年度の実質公債費比率は6.9%となっており、平成20年度の8.4%と比較すると1.5ポイント改善している。

したがって、早期健全化基準の25.0%と比較すると18.1ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

(4) 将来負担比率について

平成21年度の将来負担比率は38.1%となっており、平成20年度の45.7%と比較すると7.6ポイント改善している。

したがって、早期健全化基準の350.0%と比較すると311.9ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2010年（平成22年）8月25日

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市監査委員 青 柳 義 朗

藤沢市監査委員 鵜 川 正 樹

藤沢市監査委員 佐 賀 和 樹

藤沢市監査委員 松 下 賢一郎

平成21年度資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成21年度決算に基づく下水道事業費特別会計資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

平成 2 1 年度資金不足比率審査意見書

I 審査の対象

平成 2 1 年度下水道事業費特別会計資金不足比率

II 審査の期間

2 0 1 0 年（平成 2 2 年）7 月 2 3 日から 8 月 2 0 日まで

III 審査の要領

- 1 市長から提出された平成 2 1 年度下水道事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- 2 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているかを確かめた。
- 4 審査の方法については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用した。

IV 審査の結果

1 総合意見

審査に付された平成 2 1 年度下水道事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

| 比 率 名 | 平成 2 1 年度 | 平成 2 0 年度 | 平成 1 9 年度 | 経営健全化基準 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 資 金 不 足 比 率 | — | — | — | 2 0 . 0 |

(注) 資金不足が発生していないため、資金不足比率は「—」で表示している。

2 個別意見

平成 2 1 年度の資金不足比率はマイナス 17.9%となっており、平成 2 0 年度のマイナス 11.5%と比較すると 6.4ポイント改善している。

したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると 37.9ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2010年（平成22年）8月25日

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市監査委員 青 柳 義 朗

藤沢市監査委員 鵜 川 正 樹

藤沢市監査委員 佐 賀 和 樹

藤沢市監査委員 松 下 賢一郎

平成21年度資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成21年度決算に基づく市民病院事業会計資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

平成21年度資金不足比率審査意見書

I 審査の対象

平成21年度市民病院事業会計資金不足比率

II 審査の期間

2010年（平成22年）7月23日から8月20日まで

III 審査の要領

- 1 市長から提出された平成21年度市民病院事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- 2 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているかを確かめた。
- 4 審査の方法については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用した。

IV 審査の結果

1 総合意見

審査に付された平成21年度市民病院事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

| 比 率 名 | 平成21年度 | 平成20年度 | 平成19年度 | 経営健全化基準 |
|--------|--------|--------|--------|---------|
| 資金不足比率 | — | — | — | 20.0 |

(注) 資金不足が発生していないため、資金不足比率は「—」で表示している。

2 個別意見

平成21年度の資金不足比率はマイナス28.7%となっており、平成20年度のマイナス22.6%と比較すると6.1ポイント改善している。

したがって、経営健全化基準の20.0%と比較すると48.7ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2010年（平成22年）8月25日

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市監査委員 青 柳 義 朗

藤沢市監査委員 鵜 川 正 樹

藤沢市監査委員 佐 賀 和 樹

藤沢市監査委員 松 下 賢一郎

平成21年度資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成21年度決算に基づく地方卸売市場事業費特別会計資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

平成21年度資金不足比率審査意見書

I 審査の対象

平成21年度地方卸売市場事業費特別会計資金不足比率

II 審査の期間

2010年(平成22年)7月23日から8月20日まで

III 審査の要領

- 1 市長から提出された平成21年度地方卸売市場事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- 2 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているかを確かめた。
- 4 審査の方法については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用した。

IV 審査の結果

1 総合意見

審査に付された平成21年度地方卸売市場事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

| 比 率 名 | 平成21年度 | 平成20年度 | 平成19年度 | 経営健全化基準 |
|--------|--------|--------|--------|---------|
| 資金不足比率 | — | — | — | 20.0 |

(注) 資金不足が発生していないため、資金不足比率は「—」で表示している。

2 個別意見

平成21年度の資金不足比率は、平成20年度と同じ0.0%となっている。

したがって、経営健全化基準の20.0%と比較すると20.0ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

